

院内掲示

令和8年6月1日現在

当院は厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

県立安芸津病院 院長

1 入院基本料に関する事項

当院の病棟での看護職員（看護師及び准看護師）の勤務状況、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員の勤務状況（1日）	3階	4階	勤務時間帯	看護職員1人あたりの患者様 受け持ち数	
	14人以上	13人以上		3階	4階
			朝8時30分～夕方16時30分	8人以内	7人以内
			夕方16時30分～深夜0時30分	16人以内	16人以内
			深夜0時30分～朝8時30分	16人以内	16人以内

2 入院時の食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額 1食 550円（一般の方）

3 その他の届出事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を中国四国厚生局長へ行っています。

【基本診療料関係】

- 急性期一般入院料4
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1（75対1）
- 急性期看護補助体制加算
（25対1看護補助者5割未満）
- 看護職員夜間配置加算 16対1
- 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算2
- 医療安全対策地域連携加算2
《連携保険医療機関》
県立広島病院
- 感染対策向上加算2
連携強化加算，サーベイランス強化加算
- 患者サポート体制充実加算
- 地域支援・医薬品供給対応加算 1
- データ提出加算
- 入退院支援加算1
入院時支援加算
- 認知症ケア加算2
- 地域包括ケア入院医療管理料1
看護職員配置加算
看護職員夜間配置加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 排尿自立支援加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算 2
入院基本料等加算

【特掲診療料関係】

- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
《連携保険医療機関》
独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター，広島大学病院
独立行政法人国立病院機構 呉医療センター，県立広島病院
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- コンタクトレンズ検査料1
- CT撮影及びMRI撮影
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 胃瘻造設術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 酸素の購入単価
- 下肢創傷処置管理料
- 外来排尿自立指導料
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 看護職員処遇改善評価料 55
- 入院ベースアップ評価料 140
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5

【特掲診療料関係】

- 遠隔電子処方箋加算
- 救急外来医学管理料 3
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

4 明細書の発行状況について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年4月1日より、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。また、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

6 電子処方箋の活用について

当院では電子処方箋の発行を行っている医療機関となっております。

7 保険外併用療養に関する事項

保険外併用療養が認められている選定療養については、特別の料金を負担していただきます。

○特別の療養環境の提供(有料病室)

当院では、患者のご希望により個室又は2人室の特定の病室を提供させていただいております。

なお、利用された場合は、次の特別療養環境室料(室料差額)を負担していただきます。

【特別療養環境室料(室料差額)】

区分	種 類	室料差額 (1 日当たり)	病 室 番 号	
			3病棟 (3階)	4病棟 (4階)
A 室	個室	7,410 円	308	410
B 室	個室	4,020 円	301、302、315	418、420
C 室	個室	2,400 円	316、322	402、403、405、406、407
D 室	2人室	690 円	317－1、317－2、321	

※3人室以上については、室料差額をいただくことはありません。

【区分ごとの設備】

区分	設備・構造
A 室	テレビ、電話(有料)、冷蔵庫、クローゼット、風呂、キッチン、トイレ、洗面化粧台、ソファー 等
B 室	テレビ、トイレ、洗面化粧台、ソファー 等
C 室	テレビ、洗面化粧台、ソファー 等
D 室	テレビ、洗面化粧台またはトイレ 等

※すべての病室には、個人用の私物の収納設備、個人用の照明、小机及び椅子の設備を備えています。

※テレビは全室有料です。

8 保険外負担に関する事項
当院では、次の事項について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。
なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

区 分		負担金額(円)	区 分	負担金額(円)
特 別 診断書	法令の規定により一定の書式のもの	6,030	リング抜去料金	15,620
	生命保険会社及び裁判所等に提出するもの	6,030	リング挿入料	35,990
普通診断書		3,010	訪問診療・往診に要した交通費	20 円/km
証明書		1,540	診察券再発行	100
診療録開示手数料		3,230	診療録開示手数料光ディスク(CD-R,DVD-R)	110
診療録開示手数料(写し交付1枚につき・白黒 A3版まで)		11	死後処置料	10,090
診療録開示手数料(写し交付1枚につき・カラーA3版まで)		22	死後処置料(衣服代)	2,610
X線フィルムコピー	記録媒体DVD	1,210	口腔ケア用スポンジブラシ(吸引機能付き)	110/本
	記録媒体CD	1,120	予防接種料	別表のとおり
セカンドオピニオン相談料	30 分まで	13,800	訪問看護・訪問リハビリに要した交通費(通常の実施地域以外の場所に訪問する場合に要したものに限る。)	20 円/km
	30 分超 30 分毎	6,900		
医師面談料		7,170		

予 防 接 種 料 金 表

種 別	期 別	負担金額(円)	種 別	期 別	負担金額(円)
風しん	—	6,360	インフルエンザ	初回	5,200
おたふくかぜ	—	6,360		2回目 (1回目と同一の医療機関で接種)	4,030
破傷風トキソイド	—	4,680		2回目 (1回目と異なる医療機関で接種)	5,200
水痘、帯状疱疹(50 歳以上)	—	8,340		予診のみ	3,200
	初回	20,570	経鼻弱毒性 インフルエンザ	—	8,700
帯状疱疹 (シングリックス)	2回目	18,200		予診のみ	3,200
B型肝炎	10歳未満	5,950	二種混合	—	4,960
	10歳以上	5,950		—	—
肺炎球菌ワクチン (プレベナー)	—	11,550	五種混合	各回	19,640
肺炎球菌ワクチン (バクニューバンス)	各回	11,550	A型肝炎	—	8,320
日本脳炎	—	6,990	ロタウイルスワクチン (ロタテック)	初回	9,560
BCG	—	9,190		2回目・3回目	7,570
麻しん風しん混合	—	11,930	狂犬病	初回	15,540
子宮頸がん (シルガード9)	各回	33,000		2回目以降	13,180
麻しん	—	6,440	RS ウイルス (アレックスビー)	—	28,950
新型コロナウイルスワクチン (ファイザー・12 歳以上)	各回	15,570	RS ウイルス (アブリスボ)	—	33,240
	予診のみ	3,200		—	
4 価髄膜炎菌ワクチン	—	23,020	エバシエルド	—	3,100

手術の施設基準に係る院内掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの実績は、次のとおりです。

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術，肺静脈隔離術	0

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
ア	胸腔鏡を用いる手術	0
イ	腹腔鏡を用いる手術	16

その他の区分に分類される手術		手術の件数
1	人工関節置換術	79
2	乳児外科施設基準対象手術	0
3	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
4	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
5	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0